

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

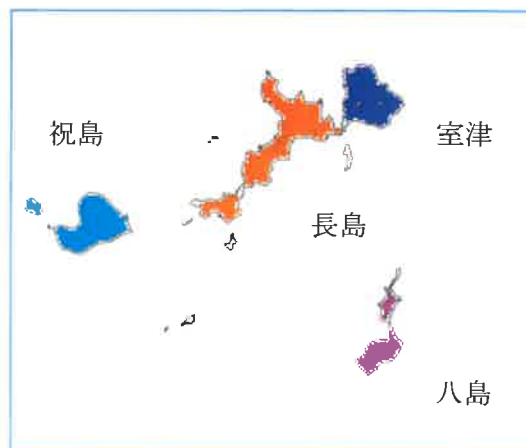
I. 現状

(1) 地域の災害リスク等

上関町は、瀬戸内海の県東部に位置する。

町域は室津半島先端および長島・祝島・八島の三島で構成され、町の中心部は、半島先端部の室津（むろつ）地区、および室津地区の対岸で、上関大橋で本土と陸続きになっている長島である。

海と山地に囲まれた集落が多く、海と山に起因した自然災害リスクが想定される。また大きな川が無いので町内各地に農業用のため池がある。



1) 災害ハザードマップ

①土砂災害ハザードマップ（平成30年3月末作成）

上関町は斜地が多く、ほぼ全ての集落に土砂災害警戒区域が存在している（土砂災害警戒区域が118箇所、土砂災害特別警戒区域が95箇所指定）。

道路については、崖下を通っている箇所や片側が断崖になっている箇所が多く、大規模な崖崩れや崩落によって寸断される可能性がある。

②津波ハザードマップ（平成28年3月末作成）

上関町は、町全体が海に面していることから津波が発生した場合の被害も大きくなることが予想される。津波被害の想定は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を考慮して「南海トラフ巨大地震」と「周防灘断層群主部の地震」を対象としており最高津波水位は4m、最高津波水位到達時間は99分に設定されている。

*最高津波水位及び最高津波水位到達時間の数値については、内閣府ホームページ「南海トラフ地震モデル・被害想定手法検討会」から引用。

③高潮ハザードマップ（令和5年3月末作成）

上関町全体が海に面しており、集落も傾斜が緩やかな海の近くに立地していることから上関町沿岸部の広い範囲で1m以上の浸水が予想されている。

④ため池ハザードマップ

上関町は急斜面が多く大きな河川がないため、農業用水確保用のため池が多く作られており、町により「ため池ハザードマップ」が作成されている。

集中豪雨が発生してため池が決壊した場合に、浸水の深さが概ね1cm以上になると想定される箇所が15箇所ある。

⑤地震

上関町での地震の被害想定では、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の条件を基にした「南海トラフ巨大地震」を対象としており、最大震度は6弱が想定され、建物被害では9棟の全壊、184棟の半壊が想定されている。

*建物被害の数値については、上関町ホームページ防災ハザードマップ「津波・高潮から身を守るために」（地震・津波から身を守るために）から引用。

2) その他のリスク

上関町の「八島」については、四国電力伊方原子力発電所施設からおおむね半径30km以内に位置しているため「UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone）」[緊急時防護措置を準備する区域]になっており、原子力災害の拡大防止のため、緊急事態区分に応じた防護措置を行う必要がある。

3) これまでの上関町の災害について

平成3年の台風第19号においては、暴風雨・高潮により死者1名、軽傷者2名、家屋半壊5棟、一部破損1,173棟、床上浸水33棟、床下浸水267棟など広い範囲に甚大な被害を及ぼした。

(2) 商工業者の現状（令和7年度商工会実態調査より）

・商工業者等数 146人

・小規模事業者数 142人

【内 訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	39	38	室津、上関地区に多い
	製造業	12	12	室津、上関地区に多い
	卸・小売業	28	28	室津、上関地区に多い
	サービス業	46	44	町内に広く分散している
	その他	21	20	町内に広く分散している
合 計		146	142	

(3) これまでの取組

1) 上関町の取組

- ・上関町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施、避難場所の周知
- ・救急用資機材倉庫設置、災害用備蓄の整備、非常用発電機の整備
- ・ハザードマップの策定とホームページによる公表
- ・原子力災害対策に関する山口県・原子力事業者との連携、避難訓練等の実施
- ・感染症情報提供体制の構築
- ・経済支援策の確立

2) 上関町商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知

地域内事業者事業継続力強化計画または事業継続計画策定支援を実施した。令和2年10月から令和7年9月の期間で、成果目標7件のうち2件の事業継続計画を策定した。

- ・災害に対応した共済・保険制度の周知

山口県火災共済協同組合や損害保険会社と連携し、巡回や個別相談による保険相談を実施した。前期認定を受けた事業継続力強化計画内の成果目標66件の成果目標のうち、令和2年度以降の商工会が扱う福祉共済・貯蓄共済の加入数は合計44件。

- ・上関町その他関係機関との情報ルートの確認・共有
- ・防災備品の備蓄
- ・事業者への国や自治体の施策の周知
- ・相談窓口の開設

II. 課題

想定される災害等リスクについては、従来の地震や風水害に加え、感染症の拡大・サイバー対策等、新たなリスクへの対応力が求められるようになっており、それに見合うマニュアル整備や緊急時の対応について推進できる人材の確保が追い付いていないというのが現状である。また、緊急事態やリスクに備えるための保険・共済に関する助言や推進について山口県火災共済協同組合（県共済）及び損害保険会社、山口県商工会連合会等との巡回や個別相談を実施してきたが、保険共済の周知に加えて、緊急事態等リスクの理解や備えに対する意識をより一層高めていく取り組みが必要である。

Ⅲ. 目標

- ・災害リスク等による事業継続における危険性や事前対策の必要性を周知するため、山口県商工会連合会及び県内商工会、専門家等と連携し、地区内全事業者を対象にした緊急事態への対応や準備・予防を推進する事業継続についてのセミナー・講習会を年1回以上開催する。
- ・発災時による初期対応や上関町災害対策本部と連絡調整を円滑に行うため、当会と上関町との間における被害情報報告ルートの確認・見直しを行い、商工会内部のBCP等と合わせて職員間で共有し、初動対応体制の強化を図る。
- ・発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・新型コロナウイルスの拡大に対応するために、リモートワーク等を含む適切な感染予防の措置を準備する。
- ・事業継続力強化計画または事業継続計画について事業実施期間内で6件の作成を目標とする（会員企業の5%）。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、災害等リスク等に対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。制度の周知件数は、支援事業実施期間で60件以上（会員企業の50%以上）を目標とする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年10月1日～令和12年9月30日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と上関町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

〈１．事前の対策〉

商工会では、多発する自然災害や事故・病気（新型コロナウイルスの拡大）など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町の広報、ホームページ等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。また、上関町の支援の内容や計画についても説明する。
- ・小規模事業者に対し事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組推進や効果的な訓練等について助言・指導を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・発災後の各事業者の被害情報が円滑に収集できるよう商工会への被害報告の連絡方法について周知する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・商工会は、令和 7 年度事業継続計画を作成した。（別添）

3 関係団体等との連携

- ・山口県火災共済協同組合（県共済）及び損害保険会社、山口県商工会連合会等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介・加入等を実施する。
- ・関係機関から普及啓発ポスターやリーフレット等を取り寄せ掲示・配布を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認を行う。
- ・商工会及び上関町担当課の職員による上関町事業継続力強化支援会議を 1 年に 1 回以上開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定して、商工会と上関町は連絡ルートの確認等を行う。確認等は 1 年に 1 回以上行う。確認等の結果を検討して、必要な手直しを行う。この確認等の内容は記録して適切に保管する。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を商工会と上関町で共有する。

- ・発災後12時間以内に会員の状況、地域の状況を把握するように努める。大まかな被害状況（事業所被害や道路状況等）を商工会と上関町で共有する。
- ・新型コロナウイルスの拡大の兆候が認識されたら、地域の状況を把握するように努める。大まかな感染拡大状況についての情報を商工会と上関町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と上関町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し2日以内に情報を共有する。
- ・被害状況の確認方法

①職員による現場確認（安全確保が可能な場合のみ）

②各事業所からの電話等による被害報告

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

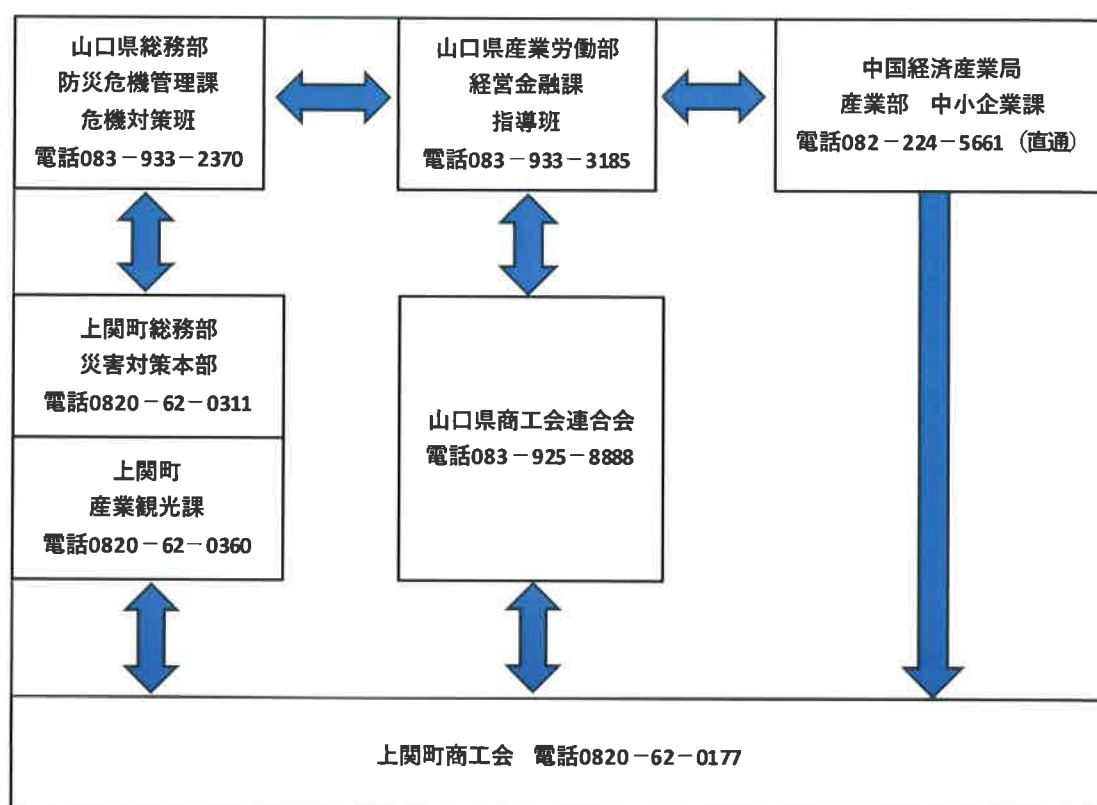
- ・本計画により商工会と上関町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
3週間以降	2日に1回共有する

〈 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 〉

- ・ 自然災害等発生時や新型コロナウイルスの感染拡大時などに地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 商工会と上関町は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の計算方法について、今後の協議により被害算定基準等の検討を行い事前に確認しておく。
- ・ 上関町は、商工会と共有した情報を山口県（総務部防災危機管理課）へ報告する。
- ・ 商工会は、上関町と共有した情報を全国商工会連合会の「商工会災害状況報告システム」を活用し、随時、山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法で、山口県（産業労働部経営金融課）へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う



〈 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 〉

- ・ 相談窓口の開設方法について、上関町と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急対策時に有効な被災事業者施策（国や山口県、上関町の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。

〈 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 〉

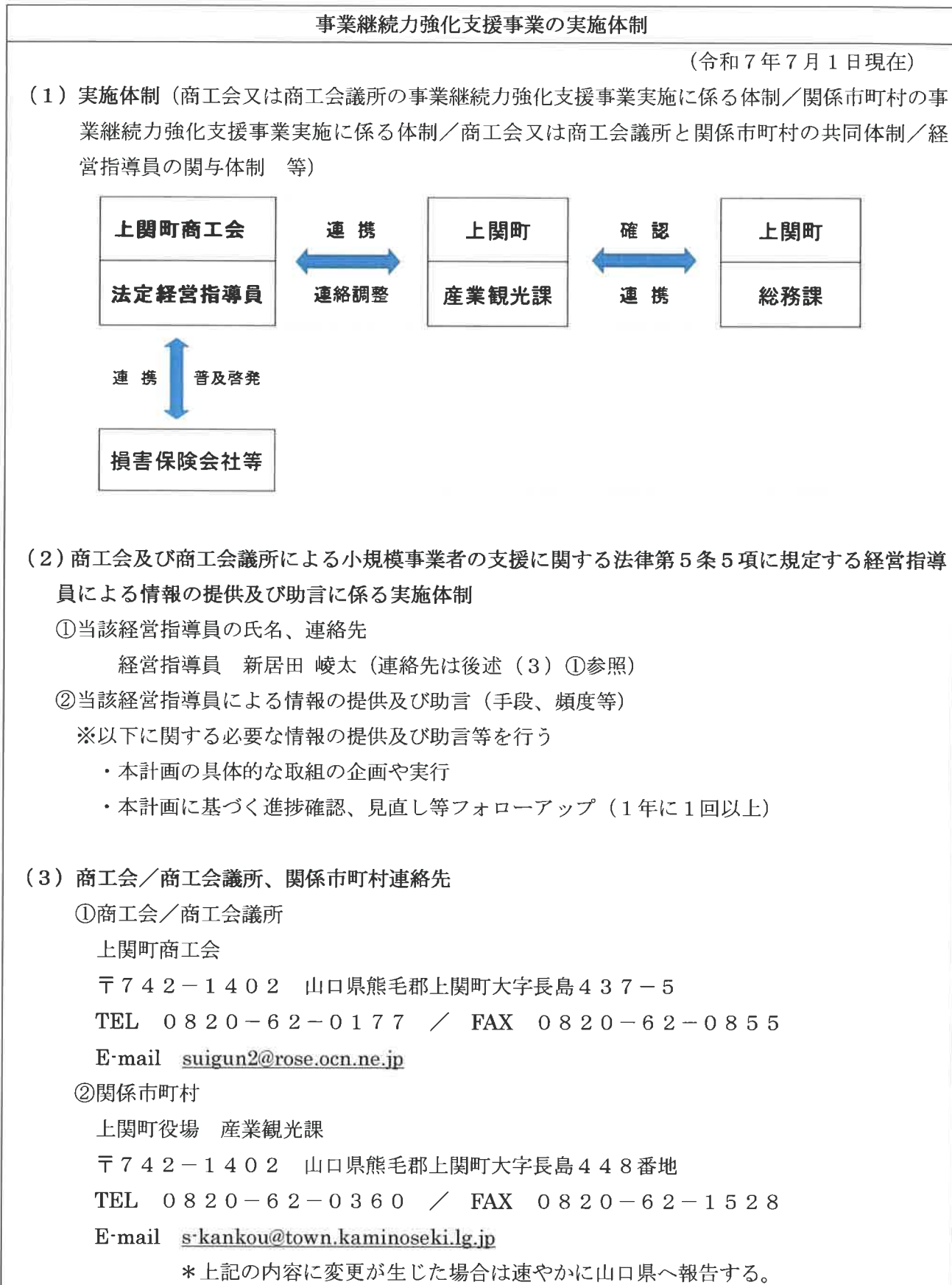
- ・上関町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年 度	令和8年 度	令和9年 度	令和10年 度	令和11年 度	令和12年 度
必要な資金の額	40	142	142	142	142	102
・専門家派遣費	40	80	80	80	80	40
・セミナー開催費	0	50	50	50	50	50
・通信費	0	12	12	12	12	12

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

*令和7年度は10月より事業を開始して、令和12年度は9月に事業を終了する。

調 達 方 法
会費収入、上関町補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。